

航空保安検査補助金交付要綱

平成 15 年 3 月 10 日 14 港島管第 850 号
最終改正 平成 19 年 3 月 27 日 18 港島管第 938 号

(趣旨)

第 1 条 東京都営空港（以下「空港」という。）における航空機の安全かつ快適な利用を確保し、乗客の生命の安全を守ることを目的として、航空運送事業者が実施する保安検査業務に要する費用及び保安検査機器の購入に要する費用に対し補助を行う。

(空港)

第 2 条 対象となる空港は、東京都営空港条例第二条の空港とする。

(航空運送事業者)

第 3 条 航空運送事業者とは、東京都営空港条例施行規則第五条の 2 の路線において、航空運送事業を継続的に経営する者とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、次のとおりとする。

1 保安検査業務等

- 一 門型金属探知機による搭乗客の検査業務費用
- 二 X線検査装置による機内持込手荷物の検査業務費用
- 三 X線検査装置による受託手荷物の検査業務費用
- 四 地上作業監視業務費用

2 保安検査機器

- 一 門型金属探知機の購入費用
- 二 X線検査装置の購入費用
- 三 液体物検査装置の購入費用
- 四 保安検査場監視装置の購入費用

(補助対象期間)

第 5 条 補助金の交付の決定を受ける日の属する会計年度（以下「補助交付年度」という。）1年間とする。

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は、第 4 条に規定する対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 50 パーセント以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、航空保安検査補助金交付申請書（第 1 号様式）を補助交付年度の 7 月 31 日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、定款及び最近の財産目録、損益計算書、貸借対照表、営業報告書、費用内訳を添付しなければならない。

(補助金交付の決定)

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、航空保安検査補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助金交付申請者に通知する。

(補助金交付の条件)

第10条 知事は、補助金の交付の決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助金交付申請者は、第9条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、同条の規定による通知書に記載された期日までに、航空保安検査補助金交付申請取下届出書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(対象事業の内容変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金に係る航空保安検査補助対象事業計画変更等承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 対象事業の内容を変更しようとする場合
- 二 対象事業を中止又は廃止しようとする場合

(実績報告)

第13条 補助事業者は、対象事業が完了したときは、航空保安検査補助金実績報告書(第5号様式)を対象事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は交付年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、補助金の交付に係る契約書、領収書又は明細書の写しを添えなければならない。

(補助金交付額の確定)

第14条 知事は、補助金の額の確定を行ったときは、航空保安検査補助金の額の確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは航空保安検査補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき

- 三 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
 - 四 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - 五 法令又はこれに基づく知事の処分違反したとき
- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

(処分の制限)

第19条 補助金事業により取得した検査機器は、当該機器の耐用期間(5年)を経過しないで、知事の承認を受けず補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 知事の承認を受けて、当該機器を処分したことにより収入があった場合は、収入の一部を都に納付させることがある。この場合において、その額は、知事が定めるところによる。

附 則

この交付要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月31日付16港島管第814号)

この交付要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月26日付18港島管第938号)

この交付要綱は、平成19年4月1日から適用する。